

第1回 森林吸収源対策税制に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成29年4月21日(金) 10時30分～12時00分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、小西委員、佐藤委員、勢一委員、土屋委員、諸富委員、村井知事、本間市長、更谷村長
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 高市総務大臣挨拶
 - (3) 原田副大臣挨拶
 - (4) 富樫政務官挨拶
 - (5) 委員紹介
 - (6) 議事
 - ① 森林吸収源対策税制について(検討経緯等)
 - ② 自由討議
 - (7) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省より、森林吸収源対策に係る財源確保についての検討経緯等について説明を行い、その後、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)

 - 森林吸収源対策税制に賛成。前向きに議論いただきたい。ただし、既に37府県で実施している超過課税においては、森林吸収源対策を実施している団体もあることから、整理が必要である。
 - 山を管理することは大事な課題であり、それに要する財源確保は重要と認識しているが、市町村毎に実情や体制が異なり、進捗進度にも相当程度差が生じることが予想されることから、仮に恒久的な仕組みにするとしても、5年ないし10年の計画を作り、その実施状況を見極め、次の対策を講じるなど、市町村の実態に十分配慮する必要がある。

- 新しい税の創設に際しては、その目的や用途を住民に十分説明しなければならない。したがって、全体像や最終的な目標等を明示しながら検討を進める必要がある。
- 市町村に対しては、ウェブによるアンケートに止まらず、県単位で市町村の意見を聞くなどの対応が必要である。
- 府県の超過課税との棲み分けについては、対象森林や用途を整理すれば両立することが可能ではないかと考えている。平地林の適正な維持管理も都市自治体の重要課題となっている。
- 森林整備を進めることで土砂崩れを防止し、命を守ることに繋がる。また、6次産業化等により雇用も生むことから、森林環境税を早期に創設すべき。
- 平成23年の台風水害の被害状況を教訓として、山を守るためには、恒久的な人材が必要である。
- 団体によって森林面積の大小はあるが、小さいところからはなぜ自分たちが負担するのか、逆に大きいところからは既に超過課税で負担している分があるのになぜ追加で必要なのか、それぞれの疑問に対応していく必要がある。
- 全地球的な課題であり、便益が広範に及ぶもの、という説明をする必要があるのではないかと。日本だけではなく、海外においてもこうした制度が必要などころもあると思うので、世界の見本になるようなものをつくる意味は大きい。
- 税金を払う側としては国税も地方税も関係なく、必要性や用途についてしっかり示し、納得できる説明がなされていることが大事である。現状や今後の青写真も示すべき。
- 都市部の住民にも税を納めようという意識を持ってもらえるように議論を進めるとともに、現在の認識について意見を聞いてみたい。

- 現在、民間企業においてもコーポレートガバナンスコードの観点からも、環境対応は必須であり、積極的に取り組まれている。今回の税の新設は、環境対応について世の中の理解を得る良い機会と捉え、前向きに議論を進めていきたい。
- 今回の税のスキームは、これまで林野庁が様々な施策を打ち出してきた中で、ボトルネックとなっていた部分に焦点を当てるものであり、大いに賛成する。政府や与党における森林環境税の議論は、基本的に望ましい方向に進んでいると考えている。
- 森林吸収源対策としての間伐の重要性はこれまでも述べられてきたが、森林吸収源対策の観点から、林業が収益性を持って成り立っていくという体制を整えること、林業の専門人材を育てることも重要である。したがって、税の用途をどのように考えているのか聞きたい。市町村の林野行政の体制づくりの支援を行うものという認識で良いか。
- 都市部の理解を得ることは不可欠で、林業、農山村が持続可能な形で成り立つことによって、結果として森林吸収源対策としての機能が果たされることになる、というストーリーを構築して説得することが重要である。
- 所有者不明林の間伐の代行について、所有者の同意がなくても法的に問題はないか。
- 所有者不明の要間伐森林の間伐代行については、既に森林法で措置されており、法的に問題はない。（林野庁）
- 地方創生や田園回帰等、政府や民間でさまざまな動きがあるところだが、全体の流れとしてはまだまだ弱い部分があり、山村の疲弊・衰退が進んでいることから、今回の税の創設については大賛成である。
- 基礎自治体である市町村にさまざまな面で森林整備や保全の役割を担ってもらうよう制度設計が進んできたが、主体である市町村の職員・財政体制が弱く、制度をうまく回せていないのが現状であることから、現状を打破すべく、市町村の体制支援を行うことは、当を得た議論である。

- 各府県は独自超過課税の導入にあたり丁寧に説明責任を果たしてきた。この点は今回の議論においても参考にすべきではないか。また、府県の独自超過課税の使途と今回の国税の使途との仕分けについて、しっかり議論すべきである。
- 都市の住民も地方の住民も等しく負担をすることについて整理する必要がある。森林吸収源もとても重要だが、国土保全も喫緊の課題であり、上流の森林管理をしっかりしなければ、下流の都市部も大きな被害を受けるといった関係性について、説明する必要があるかと思う。
- 等しい負担という観点では、税金によって整備された森林の価値が上がることに鑑みて、森林所有者との関係で見た場合の負担と受益の関係を整理し、バランスがとれた制度とすることが求められる。
- 確保した財源と使途の見通しを示すことが重要である。また、計画的な視点やボリュームも考えながら制度の実効性を担保することも必要となってくる。
- 市町村の体制について、発生が想定される業務量に耐えられるのか。体制支援とセットにするということも考えられるのではないか。
- 課税の説得のロジックと税の使途は密接に結びつくもの。説得のロジックの一つは、受益であり、都市部にも受益があるので負担をしてもらうというもの。もう一つは、喫緊の課題であり施策を行うことが不可欠であるため、負担を分任する、ということ。いずれも税の使途に結びついている。受益のロジックと施策のロジックとをはっきりさせることが重要である。
- 個人住民税均等割の枠組みを活用して全国の市町村に行き渡らせる仕組みというのは、そう簡単ではないと考えている。
- 表立って反対ではなくても、懸念されるであろう方々や企業の意見を聞く場を設けることをお願いしたい。